

Title	ポール・ シュルタアン著「労働権法」
Sub Title	Paul Sultan : Right-to-work laws
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.9 (1965. 9) ,p.109- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650915-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Paul Suttan:

Right-To-Work Laws

Institute of Industrial Relations

University of California, 1958,

134 Pages.

ポール・シュルタアン著

「労働権法」

一 本書は、今から七年程前の本であり、いささか古い本であるが、現在アメリカ労使関係において最も重要な問題の一つとなつてゐる Right-to-Work の問題と正面から取組んでゐる本である。Right-to-Work は、現在アメリカにおいて、具体立法によりほとんど労働者個人に権利化されてゐる。Right-to-Work とは、まさにアメリカ法における労働権のことであり、職を得ている労働者もしくは職を得ようとする労働者などの主張となつて現われる基本権としての労働の権利のことである。労働権は、多種多様の面で問題となるが、とりわけ問題となるのは労働組合の民主化における労働権立

法とアメリカ社会における差別撤廃のための労働権立法とである。

労働組合は、shop 制なり Membership 制なりを通じて労働市場の独占をはかり、組合自身の閉鎖性を強化しようとし、この結果反面一般労働者の雇傭の安定を脅かすことになる。一般労働者が就職しようとする際、アメリカ労働運動における労働組合の閉鎖性は、かなり就職に対して阻止的機能をはたすことが顕著である。そこには、日本的に言えば団結権の限界と労働権とがかなりきわだつた対立のなかにおいて問題性をあらわにしているということが、いえよう。つきにもう一つの問題は、アメリカ社会問題の重要な一つである人種差別が、労働権の問題として取上げられてゐることである。アメリカにおいては、各州とも有白人種を差別することが極めて平常として行なわれている。たとえば一九六二年一カ年のあいだにイリノイ州において行なわれた差別は、事件となつたものだけでも七八件におよび、以上の差別は、その大半が使用者であるが、労働組合関係においてさえ約六件事があり、組合が人種と色によつて労働者を差別することが報告されている。いうまでもなく右の差別は、その大部分が黒人に対する差別であり、東洋人あるいはユダヤ人に対する差別はかなり少数である。右の傾向はアメリカ西部のカリフォルニア州においては、かなりかたをかえ、東洋人に対する差別が増加しているが、それでもなお圧倒的に多いのは黒人に対する差別である。

アメリカにおいては、右のような差別はかなり最近に至るまで放任状態でありその実害はかなり深刻なものであつた。しかし第二次

世界大戦においてアメリカ国籍を保有する有色人種の活躍が極めて顕著であつたこと、差別の非合理性がかなり一般に認識されてきたことなどにより、有色人種の差別を禁止する立法が *Rights of Work Law* もしくは *Rights of Work Legislation* のかたちで現われるに至つた。その最初のものは、一九四四年における *Florida* 州のものである。一九四四年フロリダ州は、州憲法の改正というかたちで労働権の条項を制定したのである。その後右の動きは、全州に拡大してゆき、一〇年後の一九五四年にはアラバマ、アリゾナ、アイオワ、アーカンサス、フロリダ、ジョージア、ルイジアナ、ミシシッピ、ネブラスカ、ネバダ、ノースカロライナー、ノースダコダ、サウスカロライナー、サウスダコダ、テネシー、テキサス、ユタ、ヴァージニアの一八州において立法化された。ところが右の各州をみてわかることは、工場労働者の余り多くない各州が、まず労働権の立法化を行なつたことで、いわばアメリカ産業の中心部あるいは、アメリカ文化の中心部においては、なお依然として差別が放任されていたのである。その後現在においては、ほとんどの州が右の労働権立法を制定することになつたが、この間一九四九年に始めて連邦最高裁判所が労働権立法の原則を法認する態度を取るに至つたことは注目すべき事実である (*Lincoln Federal Union V. Northwestern Iron & Metal Company, 16 Labor Cases 764, 898, 335 U.S. 525*)

ところでアメリカにおいて労働権は、仕事を探し就職する権利および雇傭を確保する権利として理解されている。労働権は、それ自

身独立に主張される権利であつて、労働者個人のものであり、使用者なり労働組合なりの権利もしくは利益をはかるために設定されているものでなく、労働権は労働組合と密接な関連性をもつて主張される場合があるが、基本的には個人労働者の権利としての性格を持つてゐる。したがつて使用者に対する権利主張がその本質的なものであるといながら、場合によつては組合に対する主張となつて現われることもある。かくして労働権は、労働組合における *Unions Membership* に対しこれとは反対のかたちで主張されることもあるであらうし、労働組合の方針に矛盾し、その統制力を阻止する作用を持ちながら主張されることもある。本書は、その論点の中心を労働権が労働組合に対して主張される場合におき、それも労働組合の団結と労働権との関係から生れてくる諸問題の論議と研究とに重点をおいている。すなわち本書の問題意識は、労働組合のなかにおいて労働権はいかなるかたちで主張され、その限界はどこにあるかということである。

二 ここで本書の構成を簡単に紹介してみることしよう。本書は二編に分れてゐる。第一編は、労働権の歴史的沿革が中心となるものでその問題点を探すことを課題としている。第二編は、労働権論という題名になつてゐるが、労働権全般についての論議の展開が行なわれてゐる。

第一編は、なお五章に分れ、第一章は労働権論をめぐる論議の起りについて述べ、この問題が労働経済、産業社会学、州と連邦の政策および憲法上の諸問題を含み、そうした諸要素を内含しながら論

ぜられることを強調している。そして労使関係において労働権は、労働者の団結の自由、契約の自由、就職の自由などを要求し、そのうえに労働権立法は、民主的組合主義、組合主義におけるその責任尊重などを要請するものであり、著者は自由意思のうえに立つた信頼が強制的な組合主義以上にその組合主義を強化するものであるという極めて一般的な原則について述べている。つぎに第一章は、完全雇傭と Job Security の問題、労働の休止とストライキ、賃金インフレーションとの関係、組合主義の政治的規整との問題、技術と格付けの問題、コミュニテイ生活との関係、新しい社会的倫理観との関係、民主主義と産業社会の問題などについてさまざまな観点から労働権の考察を行なっている。

第二章は、労働組合団結の保障一般について論じているが、とりわけ問題としているのは Compulsory-Union-Membership で、アメリカにおいて労働組合の Membership が、その組合主義形成の過程においていかに重要な地位をしめる問題であつたかを論ずる。そして論点はショップ制の問題にまで展開され、雇傭の安定と組合団結の保障とがどのようにからみ合いながら問題をなげかけているかを述べる。ショップ制とりわけクロスドショップは、労働者の職場を組合が支配し雇傭の安定をはかることを意図して設定されたものであるが、それが逆に一部労働者の職場を奪い労働権の侵害を引き起すところに問題があるわけで、論点はこの一つの焦点にしばられている。

第三章は、判決の動向と組合団結保障との関係、すなわち判決

は、組合団結保障をいかなるかたちで認めているかである。

第四章は、現在の労働権の問題として、やはり労働者の団結保障が重要であるとし、その性格を検討する。本章の前半においては、右問題に関する連邦法を取扱い、そのうえで州立法の動向について述べる。しかし他面労働権が団結権保障と関連しているとともに、もう一つの方向に重要な意義を持つていることを指摘し、問題がじょじょに個人労働者の問題から人種問題へと変わりつつあることを暗示しているのである。

第五章は、労働権の賛否について論じ、強制的な組合主義が労働者から労働権を奪う危険性を指摘し、そこに差別を引き起し、労働者の団結の自由を奪い、組合保障条項が組合独占を招来し、市民としての自由を侵し、個人的政治活動を否認し、組合民主主義を破壊してゆく危険性を持つものであることを指摘している。そして右のような事情のなかにあつて労働権が、その危険性を除去する方向に動いていることを論ずる。

以上が第一編の概要であるが、第一編においては、専ら組合団結保障と労働権との関係について論議されている。そしてここでの論議は、アメリカ団結権の構造を理解するうえに極めて重要ないくつかの論議が展開されているのである。たとえば組合統制とかショップ制あるいは憲法上における団結の地位づけというように諸種の問題に対するそれなりの説明が試みられていることは注目すべきことである。

第二編は、第一編同様第五章に分れている。

第一章は、労働権がアメリカの社会において主張されるとき、いかなる意味を持つ権利として主張されるかを述べる。すでに述べたように労働権は、その主張される場面がいかなるものであるかによりさまざまの意味内容を持つ権利として表われるが、本書で取り上げている労働権は、職場選択の自由、この自由を労働者個人が認識していること、選択権を行使できる可能性を労働者ももっていることなどを内容とする自由である。あるいはまた労働権における自由は、「一つには職業を探すことができる」という可能性の確保でもある。ところが労働権立法は、右の労働権の内容を具体化するものであるが、労働権立法によつて労働権の実現がはかられるにしても、この立法によつて労働者の職場が拡張されるわけではなく、労働者が経済的自由 (the economy free) を確保できるよう援助し、また就職の機会を開放してやるよう国および使用者が努力することである。そこで一つの問題は、組合による労働者に対する差別と労働権立法の問題である。労働組合は、一人の労働者が反組合的であるときに限り、その労働者を他の労働組合員と差別して労働組合外に排除することができるが、反組合的でない労働者を労働組合外に排除することは、労働権の侵害となるであろう。この章は、右にみてきたようにかなり断片的に労働権とその周辺の問題とをからみ合せながら論じている。

第二章は、労働組合に対する Membership の責任について述べる。Taff-Hartley 法は、労働組合が労働者を差別的に解雇するようはたらきかけることを禁止しようとする意図を持つている条項を

設定している。そのなかに Membership による差別を、その Membership が極めて閉鎖的である場合禁止しようとする。現在労働組合の悲劇は、その Membership をなお育成しないがために起つているのでなく、これを禁止し、その力を削減しないために起つているのであるとみるのが著者の見方であり、労働組合が Membership を踏み台としてかなりはね上つた組合活動をしているところに、諸種の問題が生れてくる原因があるとしていいる。その意味からして Membership 制度は、組合運動に対してかなりの責任を持つているわけで、アメリカ労働組合運動から生れてくる諸種の欠陥の一原因をなしている。

第三章は、第二章とは逆に、労働組合は、Membership に対してどのような責任を持つているかというのである。労働組合は、明らかに労働組合内における労働者の差別に対して最も根本的原因をなしている。労働組合は、Membership によつて、組合員の構成をかたちづくつていいるが、いかなる労働者を Membership のなかに入れるかは、労働組合の意思によつて決定される。したがつてその労働組合がいかなる組合政策をとるかは、右の差別の問題に決定的影響を与えずにはおかない。労働組合が閉鎖性 (the "closed shop") を帯びれば帯びる程、労働組合内における差別は顕著となつてくる。

そして労働組合が、特定の労働者の Membership を奪うことは、第一にはその特定労働者が職を失うということから、労働者にとつての社会的、肉体的損失を意味することとなり、第二には、各種保険の利益を失うことにもなる。このような状態のなかで労働権を主張

することは、極めて困難であるが、その成否は、労働組合の運動そのものにかかつており、労働組合の Membership 運用に対する責任は大きいといわねばならない。

第四章は、民主主義と強制的な組合主義という題名のもとに Union Democracy の問題を論ずる。アメリカ労働運動のなかにおいて Union Democracy の問題は、極めて重要な意義を持つてゐることは、いまだり多言を必要としないほどに周知されている事実であらう。第二章、第三章と論述してきて、本書は、当然論及しなればならない Union Democracy をここで取上げたのである。一般的に Union Democracy といつても、それは極めて抽象的な言葉であり、労働組合の各行為のなかにその具体性を求めなければならぬ。労働組合は、Business Enterprise であり、(資金その他の労働条件を向上するという意味で)、Political Instrumentality であり、Fighting Force であり、Social Reform Movement でもある。その労働組合の性格に応じて民主性の姿が異なつてゐる。しかしここで労働組合を支えている一つの要素である組合員個人の持つてゐる労働組合への忠誠(著者は団結の精神的支柱をこのようにとらえる)をいかに評価したらよいか、そして右の忠誠は、組合民主主義とどのような関連性を持つものとして理解したらよいかであらうか。著者は、組合員の忠誠心を引き出すことによつて、組合民主主義と労働組合活動との調整を試みたのである。

第五章は、これまでに論じてきた論点の要約と簡単な結論とである。労働権の主要は、労働組合の民主性を要請して始めて実現され

る可能性を持つもので、労働権そのものの主張だけでは、労働組合の援助から離れて主張されてゆく関係上どうしても薄弱とならざるを得ない。すなわち労働組合が、Union Democracy に向つて一歩前進するのでなければ、労働権は十分な存在意義を持つとはいえないのである。そしてアメリカにおいて右の前進と逆の方向に労働関係が展開してゆくとしたならば、本来的な意味における労働市場を労働組合が独占することはなくなるかもしれないと指摘する。労働権は、労働市場において労働者個人の力を増強することを前提として主張されてゆかなければならない。

三 以上本書の概要を述べたのであるが、本書は、労働組合が極めて強力となつたアメリカ労働関係のなかにあつて、その行き過ぎを是正するという観点から主張されている労働権を、もつぱら組合内部の問題とからませて論じてゐる。右の点からみれば、本書全体は極めてオーソドックスな労働権の取上げ方であるといえる。しかしすでに指摘したように労働権の問題は、なお社会的問題と関連して発展し、人種問題と関連されて論議されており、この傾向は、アメリカ社会における現在の一般的な傾向である。著者は、右の事実についてほとんど論議しないのはどうしたことであらうか。本書が、労働組合の団結と労働権との問題にあらゆる問題を集約し、ここに焦点を合わせたことから右のようなアメリカ社会との関連から目を覆うたのであることは十分理解される。しかし本書のテーマは、「Right-To-Work Laws」である。テーマが、労働権立法である以上、現在の最も大きな問題から離れて労働権を論じたことは疑問で

ある。隨處の議論を労働組合と労働権との関係においたのか。それとも労働権そのものにおいたのかによつて生じてきた相違でもあろうが、表題からは後者のようにみえるが、内容的には前者に重点がおかれているようにみえるのが本書である。

それはさておきアメリカにおける労働権の研究において、本書は見過しえない存在であるといふべく、たゞ労働組合との関係に重点がおかれているとはいへ、労働権について正面から取組んでいるアメリカにおける数少ない本の一つである。しかし労働権という権利構造の解明にかなり甘いことは残念で、自由権としての労働権が、労働組合の持つ団結権（アメリカにおいては、これも自由権であるとみる考え方があつた）といかなる関連性を持つものかという基本的な論議の展開に欠けている。また *Public Rights* としての労働権の違反が罰則の適用を受けつつ労働組合の浄化に努めるが、*Public Rights* をいかに理解してゆくのかということに対する論議が不十分のように思われる。つぎに本書が使用している資料全体が古いようで一九五八年の本としてはいささかも足らなく、また外国における資料あるいは学説が、極めて少ない。

最後に著者を紹介すると、著者は、ロスアンゼルスのカリフォルニア州立大学教授で、Benjamin Aron 教授のもとにいる。アメリカにおける労働権の問題を取り上げようとする研究者にとつては、最初には是非読まなければならぬ本として紹介した。

(阿久沢龜夫)